

入院される方へ（国民健康保険に加入されている方）

入院時等一部負担金の限度額適用・食事代の減額認定の申請を

医療機関に入院した場合、窓口で「限度額適用認定証」または「限度額適用・標準負担額減額認定証」を提示すると、医療費の支払いが自己負担限度額までとなります。（ただし、食事代、保険適用外の差額ベッド代などは別途負担

になります）

※70歳から75歳未満で課税世帯の人は、お持ちの高齢者受給証を医療機関窓口で提示すると、医療費の支払いが自己負担限度額までとなります。

70歳から75歳未満の国民健康保険加入者（非課税世帯の人）

左記以外の国民健康保険加入者（非課税世帯の人）

左記以外の国民健康保険加入者（課税世帯の人）

制度	国民健康保険限度額適用・標準負担額減額認定制度	国民健康保険限度額適用・標準負担額減額認定制度	国民健康保険限度額適用認定制度																										
内容	入院時の一部負担金に限度額を適用し、食事代を減額する制度		入院時の一部負担金に限度額を適用する制度																										
対象	70歳以上75歳未満の国民健康保険加入者で、世帯主および国保加入者が住民税非課税の人（低所得Ⅱ） 上記に該当し、かつ収入が一定基準以下の人（低所得Ⅰ）	70歳未満の国保加入者で、世帯主および国保加入者が住民税非課税の人（非課税世帯）	70歳未満の国保加入者で、左記以外の人（上位所得者・一般）																										
助成内容	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="3">入院時等一部負担金</th> <th colspan="2">入院時等一部負担金</th> </tr> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="2">月額限度額</th> <th rowspan="2">区分</th> <th rowspan="2">月額限度額</th> </tr> <tr> <th>外来のみ</th> <th>入院を含む</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>低所得Ⅱ</td> <td rowspan="2">8,000円</td> <td>24,600円</td> <td>上位所得者</td> <td>150,000円 + 医療費が500,000円を超えた場合は、超えた分の1%</td> </tr> <tr> <td>低所得Ⅰ</td> <td>15,000円</td> <td>一般</td> <td>80,100円 + 医療費が267,000円を超えた場合は、超えた分の1%</td> </tr> <tr> <td colspan="3"></td> <td>非課税世帯</td> <td>35,400円</td> </tr> </tbody> </table>			入院時等一部負担金			入院時等一部負担金		区分	月額限度額		区分	月額限度額	外来のみ	入院を含む	低所得Ⅱ	8,000円	24,600円	上位所得者	150,000円 + 医療費が500,000円を超えた場合は、超えた分の1%	低所得Ⅰ	15,000円	一般	80,100円 + 医療費が267,000円を超えた場合は、超えた分の1%				非課税世帯	35,400円
	入院時等一部負担金			入院時等一部負担金																									
区分	月額限度額		区分	月額限度額																									
	外来のみ	入院を含む																											
低所得Ⅱ	8,000円	24,600円	上位所得者	150,000円 + 医療費が500,000円を超えた場合は、超えた分の1%																									
低所得Ⅰ		15,000円	一般	80,100円 + 医療費が267,000円を超えた場合は、超えた分の1%																									
			非課税世帯	35,400円																									
食事代	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="3">食事代（通常1食260円）</th> <th colspan="2">食事代（通常1食260円）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">低所得Ⅱ</td> <td>90日まで</td> <td>1食210円</td> <td>90日まで</td> <td>1食210円</td> </tr> <tr> <td>90日を超える入院※</td> <td>1食160円</td> <td>90日を超える入院</td> <td>1食160円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">低所得Ⅰ</td> <td>1食100円</td> <td colspan="2"></td> </tr> </tbody> </table> <p>※長期入院該当 認定を受けてからの入院が90日を超えると、食事代が1食160円になります。申請が必要です。</p>			食事代（通常1食260円）			食事代（通常1食260円）		低所得Ⅱ	90日まで	1食210円	90日まで	1食210円	90日を超える入院※	1食160円	90日を超える入院	1食160円	低所得Ⅰ		1食100円									
食事代（通常1食260円）			食事代（通常1食260円）																										
低所得Ⅱ	90日まで	1食210円	90日まで	1食210円																									
	90日を超える入院※	1食160円	90日を超える入院	1食160円																									
低所得Ⅰ		1食100円																											
要なもの	国民健康保険証 印かん																												

(※) 自己負担限度額の区分

●上位所得者

- ・国民健康保険税算定の基礎となる基礎控除後の総所得金額などが600万円を超える世帯。
- ・未申告者も同様の扱い。

●低所得者Ⅱ

同一世帯の世帯主および国民健康保険加入者が住民税非課税（低所得Ⅰ以外）の方

●低所得者Ⅰ

同一世帯の世帯主および国民健康保険加入者が住民税非課税で、その世帯の各所得が必要経費・控除（年金所得は控除額を80万円として計算）を差し引いたときに0円になる方

問 伊奈庁舎国保年金課
☎ 58-2111（内線1181～9）